

河川法施行令

1. 案内情報

手続名	:	許可に基づく地位の承継の届出
手続根拠	:	河川法施行令第16条の9第3項
手続対象者	:	河川法施行令第16条の3第1項又は第16条の8第1項の許可に基づく地位を承継した者
提出時期	:	地位承継の日から30日以内
提出方法	:	河川法施行規則第21条に定める届出書及び添付図書を作成し、当該許可を行った地方整備局等の事務所又は都道府県の担当部局に提出して下さい。
手数料	:	無し
添付書類・部数	:	河川法施行規則第21条第2項に規定する図書 河川法施行規則別表第三に規定する部数の写し
申請書様式	:	河川法施行規則別記様式第十一の様式
記載要領・記載例	:	届出書の提出先となる各地方整備局等の事務所又は都道府県の担当部局にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先問い合わせ窓口：

(河川管理者が国土交通大臣の場合)

北海道開発局建設部建設行政課	011-709-2311(内線5349)
東北地方整備局河川部水政課	022-225-2171(内線3566)
関東地方整備局河川部水政課	048-601-3151(内線3566)
北陸地方整備局河川部水政課	025-233-5469(内線3566)
中部地方整備局河川部水政課	052-953-8119(内線3566)
近畿地方整備局河川部水政課	06-942-1141(内線3566)
中国地方整備局河川部水政課	082-227-1066(内線3566)
四国地方整備局河川部水政課	087-851-8061(内線3566)
九州地方整備局河川部水政課	092-476-3450(内線3566)

(河川管理者が都道府県知事の場合)

各都道府県の場合は土木部河川課等

受付時間： 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口： 上記問い合わせ先

3. 手続情報

審査基準	:	
標準処理期間	:	
不服申立方法	:	行政不服審査法の規定による。